

令和4年7月5日

最高裁判所庁舎における夏季の節電について

経理局管理課

1 目標

省エネルギーの取組における節電の一環として、職員の執務環境等の維持に配慮しつつ、7月1日～9月30日の平日電力使用量の抑制（以下「節電」という。）に努める。

2 具体的取組

節電効果や執務環境への影響を勘案し、次の取組を行う。

(1) 冷房・空調関係

- 冷房・空調関係の取組については「最高裁判所庁舎の冷房運転の運用について」のとおり

(2) I T 機器その他の電気機器関係

- 通常使用していない電気機器の電源プラグを抜くなどして、待機電力を削減する。
- 会議用で整備された大型モニターや電子決裁用に整備された外付け液晶モニターについては、不要時に電源を切る。

(3) 共用部分関係

- 事務北棟の西玄関にあるエレベーターの3台のうち1台（10号機）及び小法廷棟南玄関階段にあるエレベーターの2台のうち1台（14号機）を停止する。ただし、稼働させる必要が生じた場合は、管理課に連絡する。
- 各トイレに設置された温水洗浄便座の便座保温機能を停止する。
- 超過勤務をする場合においても、必要な照明のみを利用し、それ以外の照明を消灯する。

3 電力使用状況の職員周知

1か月間の使用最大電力を、適宜の方法で職員に周知し、取組による成果を共有する。

以上